部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	農業総務管理事業			

	本事業は、3年毎の農業委員会委員の改選や、共通した農業事務、県内の農業施策に関す
	る協議や研究を県内18市で行うものです。
事業概要	
	1

			活動時期											
	活動名	活動名 活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	農業委員会委員選考委員会の開催(3年毎)	委員の選考												
2	農業委員会委員の任命(3年毎)	委員の任命(議会承認)							[
3	農業事務共通事務	事務作業全般												
4	神奈川県農政事務協議会	庁外調整・会議												
5	さがみ都市農業保全対策協議会	庁外調整・会議												
6									[·	l				[
7									[[
8														[]
9									·	l				[]
10									·					
11]			l	l				[]
12									·	ļ				[
13					1					ļ]			[]
14									·	ļ]			[]
15														[

法的 実施根拠	あり
7(351)7(37)	・農業委員会等に関する法律
	第8条(委員の任命)
	委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農
	業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市
	町村長が議会の同意を得て、任命する。
根拠法令	
抜粋	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	農業制度資金利子裕	非給金事業		

事業概要	農業者の農業経営向けの借入資金の内利息部分に対し支援を行うものです。

		活動時期											
活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1 利子補給金相談受付	相談・問合せ対応												
2 利子補給金申請受付	申請等受付												
3 利子補給金の決定	通知等発送					l		l	l']		
4 利子補給金の支給	伝票処理・契約事務					l		·	i				
5						l		l	l']		[]
6						l		l	i]		[]
7						l		·					
8						l							[]
9													[]
10									ļ				
11 12						l							[]
12													[]
13								ļ	ļ		1		
14								ļ	ļ		1		[]
15													

法的 実施根拠	あり
	・茅ヶ崎に
	第12条(利

茅ヶ崎市農業経営基盤強化資金利子助成要綱

第12条(利子助成金の交付決定)

市長は、前条による経営基盤強化資金利子助成金交付申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、決定し、利子助成対象者又は委任を受けた融資機関に対し、農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定通知書(第13号様式)により通知するものとする。以下(略)

・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る利子補給金交付要綱

第2条(利子補給金の種類等)

利子補給金の種類、利子補給金交付の目的、利子補給対象者、利子補給対象事業及び利子 補給金額は、別表に定めるとおりとする。

以下(略)

根拠法令 抜粋

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	地産地消推進事業			

	農業の活性化支援と経営安定を図り、都市農業振興策として、栽培技術向上のための各種
	共進会の開催、消費者の農業理解を深め地場農産物消費拡大を図るためのイベントの実
	施、民間との連携による地元農業の周知、農業者団体等への各種支援を展開するもので
	す。
事業概要	
于不顺文	

					活動時期											
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月		
1	各種共進会、品評会の開催	イベント開催														
2	農業者との連絡調整	相談・問合せ対応														
3	地場産品のPR活動	イベント開催														
4	各種補助金の申請受付	申請等受付]										
5	各種補助金の支給決定	通知等発送														
6	各種補助金の支給	伝票処理・契約事務														
7																
8																
9			<u>-</u>]								[]		
10																
11]								[]		
12]										
13]]										
14					1									[]		
15					1	1						[

法的 実施根拠	あり
	・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金等交付要綱
	第2条(補助金の種類等)
	 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定
	めるとおりとする。
	以下(略)
根拠法令	
抜粋	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	農業経営基盤強化促			

- ・農家以外から新たに農業へ参入する事業者が申請する農業次世代人材投資資金について審査等を行い、新たな農業の担い手の支援を行うものです。
- ・農業再生協議会の活動を支援するものです。
- ・農地の集積・集約を図るため、地域における農業のあり方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた地域計画について、地域農業者等との話し合いを通じて、令和7年3月末までに策定するよう取り組みます。

事業概要

								活動時期								
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月		
1	就農相談の受付等	相談・問合せ対応														
2	各種申請の案内等	事務作業全般														
3	就農面談会の開催(年3回)	庁外調整・会議														
4	給付金の支給(年2回)	伝票処理・契約事務	l													
5	就農後の支援(随時)	現場調査・訪問														
6	地域計画の作成	庁外調整・会議														
7			l													
8			l													
9																
10			l													
11			l													
12			l													
13					1		1	l								
14								I								
15							<u> </u>	T						1		

·農業経営基盤強化促進法

第三条(農業経営基盤の強化の実施)

農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

第六条(農業経営基盤強化促進基本構想)

市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (以下「基本構想」という。)を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 以下(略)

(地域農業経営基盤強化促進計画)

第十九条(地域農業経営基盤強化促進計画) 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定めるものとする。

以下(略)

根拠法令 抜粋

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	環境保全型農業推進	生事業		

			活動時期											
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	各種補助金の申請受付	申請等受付												
2	各種補助金の支給決定	通知等発送								ļ				
3	各種補助金の支給	伝票処理・契約事務		l										
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15			- 	- -]									

法的 実施根拠	あり
	・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金等交付要綱
	第2条(補助金の種類等)
	 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定
	めるとおりとする。
	以下(略)
根拠法令	
抜粋	

上 工	8名	経済部	課かい名	農業水産課]
事務	事業名	援農ボランティア哥	業		

	■高齢化や後継者不足等により、農作業や農地管理の担い手不足を感じている農家へ登録ボ
	ランティアを派遣し、農地の保全を図るものです。
事業概要	

			活動時期											
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	援農ボランティア登録の受付	申請等受付												
2	ボランティア受入れ農家の相談・登録	申請等受付												
3	受入れ農家と派遣ボランティアのマッチング	事務作業全般												
4	登録ボランティアの継続確認	事務作業全般		i			l							
5	受入れ農家の継続確認	事務作業全般												
6				l			l							[]
7														
8														[
9				l										[]
10				·										[]
11				·			l							[]
12				·										[]
13							l							
14														[
15				 										

法的	あり	
実施根拠	┃ ┃ ・茅ヶ崎市援農ボランティア事業実施要綱	
	第5条 (斡旋)	
	市長は、第3条第3項の規定により援農ボランティアとして登録したとき又は前条第4項の	,
	規定により受入農家として登録したときは、それぞれ適当と認める者を選定し、斡旋する	
	ものとする。	
根拠法令		
抜粋		

	部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事	務事業名	畜産事業			

	都市化の進む本市において、市内の畜産業を市民に周知すると共に、家畜飼養技術向上と
	畜産業経営の改善・供給と畜産業経営の安定に向けた支援・家畜伝染病の予防対策及び発
	生時の蔓延防止対策・畜産業経営の改善と地域環境保全を図るものです。
事業概要	

							沅	舌動	時期	钥					
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	各種共進会の実施	イベント開催													
2	各種共進会の準備等	事務作業全般]									
3	環境コンクールの実施	イベント開催]				l'					
4	各種補助金の申請受付	申請等受付								i					
5	各種補助金の支給決定	通知等発送													
6	各種補助金の概算支給・精算	伝票処理・契約事務													
7	畜産業者からの相談対応	相談・問合せ対応													
8	関連事業者との連絡調整	事務作業全般													
9										ļ					
10															
11															
12															
13					1		1			<u> </u>]				
14										ļ]				
15															

法的 実施根拠	あり
	・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金等交付要綱
	第2条(補助金の種類等)
	 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定
	めるとおりとする。
	以下(略)
根拠法令	
抜粋	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	農業用排水路維持管	哲理事業		

	農業用排水路等農業用インフラの維持管理や整備・改修を行い、農作業に支障ない様にす
	るものです。
中光加田	
事業概要	

			活動時期													
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月		
1	農業用インフラの維持・管理	新設・修繕・建替工事														
2	農業インフラの整備・修繕	新設・修繕・建替工事														
3	農業者からの相談受付	相談・問合せ対応														
4	市民からの問い合わせ対応	現場調査・訪問														
5	相模川左岸土地改良区との連絡調整	事務作業全般														
6	相模川左岸土地改良区への負担金の支給	伝票処理・契約事務							·							
7	農業用排水路の整備	新設・修繕・建替工事														
8									·	l'						
9										ļ						
10									·	ļ						
11									·	l						
12										ļ						
13				ļ	1		1		·	ļ						
14				ļ	1		1		·	ļ						
15									ļ	ļ						

法的 実施根拠	なし	
実施 根 根	なし	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	農地保全管理事業			

	農地の保全管理を目的としており、農業振興地域整備計画の定期変更や土地改良事業が完
	了した地区の保全管理等を行うものです。
事業概要	
	1

							沅	5動	時期	钥					
	活動名	活動種別	4月	4月 5月 6		7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	農業振興地域整備計画の定期変更(5年毎)	事務作業全般													
2	農業振興地域整備計画の基礎調査(5年毎)	統計調査・集計								i				[
3	都市農業基本計画策定の検討	検討													
4	農業ふれあい広場の維持・管理	事務作業全般													
5	県土地改良事業団体連合会負担金支給	伝票処理・契約事務												[]	
6	機構集積協力金の対応	事務作業全般													
7]			[]	
8															
9]]		[]	
10]]				
11]	l								
12]			[]	
13]				
14			- -	- - -]]	<u>-</u>	ļ	[ľ]]		[]	
15]]	l		l]]		[]	

・農業振興地域整備計画に関する法律

第八条(市町村の定める農業振興地域整備計画)

都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

以下(略)

· 都市農業振興基本法

第五条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十条(地方計画)

地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

以下(略)

・茅ヶ崎市農業ふれあい広場条例

第2条(設置、名称及び位置)

根拠法令 抜粋

農業と親しむ場を提供し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、心身の健康増進を図るため茅ヶ崎市農業ふれあい広場(以下「広場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

以下(略)

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	農とみどりの整備事	業		

	農業振興地域内にある農業用排水路の基盤整備を、県補助金を受けて行い農業振興と農作
	業環境の改善を図るものです。
中光祖田	
事業概要	

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
	農業用排水路の整備	新設・修繕・建替工事												
2	県補助金の申請に係る事務	事務作業全般												
3	整備区間の検討・設計	検討								i				[]
4	農業者からの相談対応等	相談・問合せ対応												
5	整備状況の確認	現場調査・訪問								l				[
6										l				[]
7										ļ				[]
8										l'				[
9										ļ				[
10										i				
11										l				[
12										ļ				[
13				ļ					·	ļ				
14				ļ	ļ		 		·	ļ				[
15				ļ					ļ	ļ				[

法的 実施根拠	なし	
実施 根 根	なし	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	水産業振興管理事業	¥ <u></u>		

事業概要	市内の水産業を市民に周知し、水産業振興を図るものです。

		活動名		活動時期												
	活動名			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月		
1	水産業振興事務	事務作業全般														
2	水産業振興事務	関連団体との調整														
3	仮設トイレ清掃	事務作業全般														
4								 								
5				l												
6														[
7																
8			l	l						l				[]		
9			l	l			l	l		i				[]		
10														[]		
11			l	l				[l'				[]		
12			l	ļ			l									
13			l	ļ												
14				·				ļ		[[]		
15				·	1					[

法的 実施根拠	なし	
実施 根 根	なし	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	漁港維持管理事業			

事業概要	海岸保全区域・漁港を設め適切な維持管理を行うものです。

						活動時期												
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月				
	漁港維持管理事務	事務作業全般																
2	漁港駐車場維持管理事務	事務作業全般																
3	許認可事務	事務作業全般																
4																		
5]												
6								T						[
7								T										
8			[[]				
9			l											[
10			l]		T						[
11			l]								[]				
12			l											[
12 13]	<u> </u>	T]				[]				
14]		T]				[]				
15										1		[[]				

法的 実施根拠	あり

・漁港及び漁場の整備等に関する法律

第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規定を定め、これに従い、適正に漁港の維持、保全 及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査 研究及び統計資料の作成を行うものとする。

・茅ヶ崎漁港管理条例

第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。

2 漁港を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な使用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。

第8条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、移転し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない

第9条 甲種漁港施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない

根拠法令 抜粋

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	漁港海岸環境整備	事業		

	神奈川県の策定した相模湾沿岸海岸浸食対策計画に基づき、神奈川県が実施している養浜
	事業に漁港の維持管理上課題となっている漁港西側等に堆積する砂を有効利用するもので
	す。
事業概要	
子水网叉	

					活動時期												
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月			
1	漁港海岸整備業務	事務作業全般															
2	漁港海岸整備業務	庁外調整・会議															
3								[[[]			
4			ļ				l										
5			ļ														
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
12 13			ļ		1			ļ									
14			ļ		1		l	ļ	ļ								
15				ļ													

法的 実施根拠	
	・海岸法
	第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を
	防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国
	土の保全に資することを目的とする。
根拠法令	
抜粋	

部名	経済部	課かい名	農業水産課	
事務事業名	漁港機能保全事業			

	本事業は、茅ヶ崎漁港の老朽化対策事業として、平成26年に策定した機能保全計画に基づ
	き漁港の長寿命化対策工事を行うものです。機能保全計画に基づき、耐用残年数を考慮し
	事業を行っていくものです。
事業概要	

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	神奈川県と調整	庁外調整・会議												
	計画の時点修正	検討												
	補助金の申請調整	事務作業全般												
4	茅ヶ崎漁港機能保全工事	新設・修繕・建替工事	-											
5			T				l							
6							l			ľ				
7							l							
8							l							
9										ļ				
10										ļ				
11							l							
12										ļ				
13			T		1		[T		ļ		1		
14								l		ļ]			
15														

・漁港及び漁場の整備等に関する法律 第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規定を定め、これに従い、適正に漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。 ・茅ヶ崎漁港管理条例 第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。 2 漁港を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な使用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。	法的 実施根拠
根拠法令 拔粋	実施根拠 根拠法令